

訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)

契 約 書

____様(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人楠会(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意をいただき交付します。

第4条(訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し交付します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員実務者研修及びヘルパー1～2 級課程、初任者研修を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問介護計画書を作成し、それをもって訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の内容とします。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後 5 年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用及び交通費の実費(通院・買物などの際、交通機関を利用した場合)を負担します。

第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前営業日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合または通知がなかった場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日

以内に支払われない場合

- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合(暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃、性的な嫌がらせ・性的な行動(性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画等を見せることなど)・性的な発言(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に告げることなど))

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の要介護状態区分等が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第10条(秘密保持)

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師などに連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条(連携)

- 1 事業者は、訪問介護及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の提供にあたり、介護支援専門員及び地域包括センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容を介護支援専門員に速やかに連絡します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、介護支援専門員に連絡します。

なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条(人権擁護と高齢者虐待防止法)

1 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者(職・氏名)管理者 加藤 彩子

・事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

・事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス及びハラスメント(利用者、ご家族を含む)体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

第17条(緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き)

身体拘束廃止に向けての取り組み

1 事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

2 サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

3 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

4 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。

5 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

第18条(業務継続計画の策定)

1 感染症予防及び感染症の発生時の対応(衛生管理を含む)

・事業所は、感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

・事業所は、感染対策の指針を整備します。

・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。

・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

2 非常災害対策 事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害に関する取り組みを行います。

防災の対応: 消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

防災設備: 防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう

計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

第19条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞ 社会福祉法人楠会 香樹の里ヘルパーステーション

＜指定番号等＞ 1470501329

＜所在地＞ 横浜市南区六ツ川4-1154-81

＜代表者名＞ 理事長 田 澤 勝 幸 印

利用者

＜住 所＞

＜氏 名＞

_____ 印

代理人

＜住 所＞

＜氏 名＞

_____ 印

訪問介護及び第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)

重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び営業日・時間

営業日 月曜日から金曜日までとし、祝日は営業する。

電話番号 045-828-6773 (月曜日～土曜日 午前9:00～午後5:30)

日曜日及び上記連絡先不在時は 045-820-4123

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2 香樹の里ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	香樹の里ヘルパーステーション		
所在地	〒232-0066 横浜市南区六ッ川4-1154-81		
介護保険指定番号	訪問介護(横浜市) 1470501329		
サービスを提供する地域	南区、港南区、戸塚区、保土ヶ谷区	詳細は②の表を参照	

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

※

② 通常の事業実施地域は横浜市の次表のとおり。

区	町名
南区	別所1～7丁目、中里1～4丁目、永田山王台、永田台、永田北1～3丁目、永田東1～2丁目、永田みなみ台、六ッ川1～4丁目、別所中里台、中里町
港南区	東永谷1～3丁目、上永谷1～4丁目、最戸2、大久保2～3丁目、芹が谷1～5丁目、東芹が谷、下永谷1丁目、2丁目、6丁目、港南1～3丁目
保土ヶ谷区	権太坂3丁目、狩場町
戸塚区	平戸1～5丁目、平戸町(環状2号線を境に東側)、品濃町(環状2号線を境に東側)

(2) 同事業所の職員体制

		資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者		介護福祉士	1 名		1 名
サービス提供責任者		介護福祉士	3 名		3 名
事務職員			1 名		1 名
従業者	介護福祉士		4 名	2 名	19 名
	介護職員初任者研修(1～2級修了者)			12 名	
	事務員		1 名		

※ 職員の人数は、令和 7 年 1 月 1 日現在のものです。

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	備考
平 日	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	

※ 時間帯により、料金が異なります。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位交換
 ・着替え ・離床 ・洗髪 ・通院時の介助
 ・自立支援、重度化防止のための見守りの援助 ・共に行う家事 ・その他
- (2) 生活援助 ・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 ・補修(ボタン付け・ほつれの補修)
 ・整理整頓 ・その他
- (3) 第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)(要支援の方のみ)
 ・自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等を行います。
- (4) その他のサービス ・介護相談等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用表)の一割から三割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

訪問介護(要介護1~5の方)の場合

		単位数	自己負担一割	自己負担二割	自己負担三割
身体介護	20分以上 30分未満(身体介護1)	244	¥272	¥543	¥814
	30分以上 1時間未満(身体介護2)	387	¥431	¥861	¥1,291
	1時間以上(身体介護3)	567	¥631	¥1,261	¥1,892
	1時間を越えて 30分を増すごとに	82	¥92	¥183	¥274
生活援助	20分以上 45分未満	179	¥199	¥398	¥597
	45分以上	220	¥245	¥490	¥734
身体生活	身体介護1に引き続き、生活援助を20分以上 45分未満行った場合	309	¥344	¥688	¥1,031
	身体介護1に引き続き、生活援助を45分以上 70分未満行った場合	374	¥416	¥832	¥1,248
	身体介護1に引き続き、生活援助を70分以上行った場合	439	¥489	¥977	¥1,465
	身体介護2に引き続き、生活援助を20分以上 45分未満行った場合	452	¥503	¥1,006	¥1,508
	身体介護2に引き続き、生活援助を45分以上 70分未満行った場合	517	¥575	¥1,150	¥1,725

※ 緊急時訪問介護加算…当初予定されていない身体介護をご依頼いただいた場合、当事業所のサービス提供責任者がご利用者様の担当ケアマネージャーと連携を図り24時間以内に訪問した場合に加算されます。

(一割負担…112 円/回 二割負担…223 円/回 三割負担…334 円/回)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・介護報酬総単位数の22.4%に地域単価(11.12円)を乗じた額の一割から三割(自己負担割合)をご負担いただきます。

訪問介護・第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 利用者負担算定方法

介護報酬単位数 1ヶ月のサービス合計単位数

$$\times 22.4\%(\text{小数点以下四捨五入}) \times 11.12 \text{円} = \text{〇〇円}$$

$$\text{〇〇円} \times (\text{一割}) 0.9 \quad (\text{二割}) 0.8 \quad (\text{三割}) 0.7 \quad (1 \text{円未満切捨て}) = \text{■■円} (\text{利用者負担額})$$

※ 初回加算(初回月のみ)・・・当事業所のサービスを新規 または 2ヶ月以上利用されていない

ご利用者様が再度利用する場合等に加算されます。

(一割負担 223円/月 二割負担 445円/月 三割負担 668円/月)

※ 基本料金に対して、早朝・夜間帯は25%増し、深夜は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情でかつ、利用者の同意を得て、二人で訪問した場合は二人分の料金となります。(ケアプランに二名体制の位置づけがある場合も同様です)

第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)(要支援1・2の方)の場合

区 分	程度	金額
訪問型独自サービス 11 (単位数 1,176 単位)	要支援1・2の方で週1回程度の訪問が必要な場合	自己負担(一割) ￥1,308
		自己負担(二割) ￥2,616
		自己負担(三割) ￥3,924
訪問型独自サービス 12 (単位数 2,349 単位)	要支援1・2の方で週2回程度の訪問が必要な場合	自己負担(一割) ￥2,612
		自己負担(二割) ￥5,224
		自己負担(三割) ￥7,836
訪問型独自サービス/213 (単位数 3,727 単位)	要支援2の方で週2回を超える訪問が必要な場合	自己負担(一割) ￥4,145
		自己負担(二割) ￥8,289
		自己負担(三割) ￥12,434

※ 初回加算(初回月のみ)・・・当事業所のサービスを新規または2ヶ月以上利用されていない

ご利用者様が再度利用する場合等に加算されます。

(一割負担 223円/月 二割負担 445円/月 三割負担 668円/月)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり100円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 045-828-6773

日曜日及び上記連絡先不在時は 045-820-4123

利用日の前営業日の午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	500 円

※ ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。第 1 号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)をご利用の利用者に関しましてはキャンセル料はいただきません。

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費(通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合)の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
利用翌月の中旬までに前月分の請求をいたしますので、当月 27 日までにお支払いください。お支払い方法は、銀行・郵便局口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選べます。口座引き落とし後に領収書を発行します。
- ③ 利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同じに契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
・サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。
 - ・利用者がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の訪問介護サービス及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)の特徴など

(1)運営の方針

①訪問介護員などは、利用者の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を心をこめていたします。

②サービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。

③利用者が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は20分間現地にて待機いたします。

この時間を過ぎても利用者が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。また20分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。

訪問介護員が入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いをお願いすることがありますので、事前に相談をさせていただきます。ご了承ください。

④下記の事情が生じた場合、担当の訪問介護員を変更させていただく場合があります。

- ・ 訪問介護員が退職、疾病などでサービス提供ができない場合。
- ・ サービス内容または訪問時間が変更になった場合。
- ・ 事業所の勤務配置上の都合が生じた場合

⑤契約中に知り得た個人情報等について、守秘義務・秘密保持を徹底いたします。

(2)サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
訪問介護員の変更の可否	○	変更を希望される場合はお申し出ください。
男性訪問介護員の有無	○	同姓介助・移動時の力仕事等
従業員への研修の実施	○	毎月、介護技術の向上等を目的とした研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	緊急時マニュアル・介護マニュアル等整備済
第三者評価実施の有無	×	第三者評価は未受審、情報公表は実施

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	病院名・主治医 連絡先	
ご家族	氏 名 連絡先	
その他	氏 名 連絡先	

8 高齢者虐待防止

事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修を通じて従業員の人権意識の向上に努めます ・利用者及び家族からの苦情処理体制の整備に努めます ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます サービス提供中に事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の定期的な 開催及び従業員に対する結果の周知徹底を図ります
- ・虐待の防止のための指針を整備します
- ・従業員に対する虐待の防止のための研修を定期的実施します（年1回以上）
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を設置します

9 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。 事業所が身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

・責任者 …… 加藤 彩子 ・電話番号 …… 045-828-6773

② ■その他

当社以外に区市町村の相談・苦情窓口などに相談・苦情を伝えることができます。

・南区高齢障害支援課

電話番号 045-341-1136

・港南区高齢障害支援課

電話番号 045-847-8454

・戸塚区高齢障害支援課

電話番号 045-866-8429

・保土ヶ谷区高齢障害支援課

電話番号 045-334-6381

・横浜市健康福祉局 介護事業指導課

電話番号 045-671-3461

・横浜市福祉調整委員会

電話番号 045-671-4045

・神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険室

電話番号 045-329-3447

11 事業所の概要

名 称 社会福祉法人楠会 香樹の里ヘルパーステーション

代表者氏名 理事長 田澤勝幸

所在地・電話番号 横浜市南区六ツ川 4-1154-81
045-828-6773

定款の目的に定めた事業

要介護者、高齢者、病人、身体障害者などの入浴、排泄、食事その他の日常生活における介護サービス

説明者 加藤彩子

令和 年 月 日

私は本書面により、事業者から訪問介護及び第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)についての重要事項の説明を受け、内容について同意し交付を受けました。

利用者氏名

印

代理人氏名

印